官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（国土交通五七七）　一
○知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を告示する件（環境二三）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三三）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の口上書の交換に関する件（外務一五二）
○インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五三）
○タイ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五四）
○保安林の指定をする件（農林水産六〇二～六〇九）
○保安林の指定を解除する件（同六一〇～六二一）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一五～一一七）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三
労　働
最低工賃の廃止決定に関する公示（長崎労働局最低工賃公示一）　三
〔公　告〕
諸　事　項
官庁　登録を受けた個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示関係　六
裁判所　相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　七
会社その他　七

## 法規的告示

**○国土交通省告示第五百七十七号**

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年四月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）<br>**第二条**　宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。<br>一　旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。<br>イ　（略）<br>ロ　一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び二号特定技能外国人（同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を | （特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）<br>**第二条**　宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。<br>一　旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。<br>イ　（略）<br>ロ　一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び二号特定技能外国人（同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を |

いう。以下同じ。）を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。ハにおいて「風俗営業適正化法」という。）第二条第六項第四号に規定する施設において就労させないこととしていること。

ハ　一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人に、接待（風俗営業適正化法第二条第三項に規定する接待をいう。ニにおいて同じ。）を行わせないこととしていること。

ニ　一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人に、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。

二・三　（略）

四　国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五・六　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条の二第一項の規定による特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）で定める産業上の分野のうち、宿泊分野であるものに限る。以下この項において同じ。）の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付を受けている者若しくは交付の申請をしている者、法第二十条第三項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可を受けている者又は同条第二項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可の申請をしている者に係る特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準については、なお従前の例による。

## ○環境省告示第二十三号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）第五条の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を告示する件（平成二十二年十月二十一日環境省告示第六十四号）の全部を次のとおり改正し、令和八年四月二十二日から適用する。

令和八年四月二十二日

環境大臣　石原　宏高

一　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第五条第一号の規定に基づき環境大臣が利用調整地区ごとに定める額　四百五十円

二　令第五条第二号の規定に基づき環境大臣が利用調整地区ごとに定める額　二百五十円

三　令第五条第三号イの規定に基づき環境大臣が利用調整地区ごとに定める額　四百五十円

四　令第五条第三号ロの規定に基づき環境大臣が利用調整地区ごとに定める額　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十四条第七項の認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者が十二歳以上であるときは四百五十円、当該認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者が十二歳未満であるときは二百円

# その他告示

## ○法務省告示第三十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年四月二十二日

法務大臣　平口　洋

名古屋法務局所属　公証人　金谷　和彦

## ○外務省告示第百五十三号

令和八年一月二十七日にジャカルタで、インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月十七日に効力を生じた。

令和八年四月二十二日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、インドネシア共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、十九億円（一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

## ○外務省告示第百五十二号

令和七年十二月二十二日にワガドゥグーで、円借款の供与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の平成三十年三月二日付けの交換公文に従ってブルキナファソ政府に供与されることになったグンゲン―ファダングルマ間道路整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がブルキナファソ政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年十二月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ブルキナファソ政府との間に行われた。

令和八年四月二十二日

外務大臣　茂木　敏充

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5　(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が被供与国の法令に従って免除されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の被供与国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を発生することを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月二十七日にジャカルタで

在インドネシア共和国
日本国臨時代理大使　明珍　充

インドネシア共和国
国防省防衛戦力総局長　ヘンドリクス・ハリス・ハリヤント殿

（インドネシア共和国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インドネシア共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のインドネシア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月二十七日にジャカルタで

インドネシア共和国
国防省防衛戦力総局長　ヘンドリクス・ハリス・ハリヤント

在インドネシア共和国
日本国臨時代理大使　明珍　充殿

**○外務省告示第百五十四号**

令和八年三月二十七日にバンコクで、タイ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

令和八年四月二十二日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とタイ王国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、タイ王国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、五億円（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2 (1) 贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3 (1) 被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2) 勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4 日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5 (1) 被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b) 生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c) 贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d) 贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e) 日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f) 日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g) (f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h) 計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i) 計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j) 被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k) 被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l) 生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m) 計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n) 計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o) 生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2) 被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3) 被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4) 被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6 この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7 被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十七日にバンコクで

タイ王国駐在
日本国特命全権大使　大鷹正人

タイ王国国防次官
タラポン・マラカム殿

（タイ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、タイ王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十七日にバンコクで

タイ王国国防次官
タラポン・マラカム

タイ王国駐在
日本国特命全権大使　大鷹正人閣下

**○農林水産省告示第六百二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市城上町字歌越六八五一の一、陽成町字掛橋七六五四の二、七六五四の三、七六五四の五、七六五四の八、字柳越七七五四の一、七七五九の一、七七六二、七七六三の一、七七六三の二、七七七〇、七七七二、七七七五、七七七八、七七八六の二、七七八六の四、七七八八、七七八九の一、七七八九の五、字湯越七八三五の一、七八三七の一、七八三八の一、七八四〇の一、七八四一の一、七八四七の一、七八四七の五、七八四七の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市陽成町字立山七四八三の一、七四九三、七五〇一の一、七五〇一の二、字黒葛平七五三四の一、字乙ヶ山七五六七の一、七五六七の二、七五七一、七五七四の一、七五七七、字清水ヶ山七五八三、七五九八の一、七五九九の四、七六〇〇の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市**祁答**院町藺牟田字満ヶ野一九九五の一、一九九五の八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口里字上ノ馬場一八五五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字松原字松原二、一一、三四、八七、一一九、一三一、一三二、三九九の一、五四〇、五六三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町中原字大松一〇八二〇、一〇八三〇の三、一〇八四〇の二、一〇八四一、一〇八四三、一〇八四四、一〇八四六、一〇八四九、一〇八五三、一〇八五五の一、一〇八五五の二、一〇八五六の一、一〇八五八、一〇八五九の一、一〇八六四の二、一〇八六六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山口県岩国市柱野字本谷山上須垣二〇八、二〇九の一、二一二、二一六、二一七、二一九から二二二まで、二三二、一一五八六、一一五八九、字本谷登尾一一五九三、一一五九四、字本谷神の内一一七二五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地野谷字火ノ迫一〇二九五の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県田村市・双葉郡葛尾村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁並びに田村市役所及び葛尾村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市春雨町二二の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第六百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第六百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小川字井口一三六一の八、一三六一の九

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

**○農林水産省告示第六百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市中津江村合瀬字ミシケ一五五四の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第六百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字五六　一の九四から一の九七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第六百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字谷合二四の一七・二五の六・二五の一五（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・二五の九・二五の一四（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町井の谷一の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第六百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町井の谷一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第六百二十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県大竹市玖波町字向田二〇九の一・二一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び大竹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○防衛省告示第百十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十七日（予備、同月二十八日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百十六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十七日（予備、同月二十八日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度四〇分一一秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百十七号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十七日（予備、同月二十八日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

# 国会事項

## 衆議院

**議案提出**

四月二十日議員から提出した議案は次のとおりである。

全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案（濵地雅一外三名提出）

**議事日程**

四月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

令和八年四月二十一日（火曜日）

午後一時開議

一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

## 参議院

**議案受領**（予備審査）

四月二十日衆議院から次の議案が送付された。

全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案（濵地雅一外三名提出）（衆第七号）

**議案付託**

四月二十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

総務委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

法務委員会に付託

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

外交防衛委員会に付託

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七号）

財政金融委員会に付託

農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

農林水産委員会に付託

**質問主意書転送**

四月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三四号）

# 人事異動

## 内閣

○防衛大臣臨時代理　国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月十七日）

（前橋家庭裁判所判事・前橋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　市川　太志

願に依り本官並びに兼官を免ずる（四月十八日）

○財務大臣臨時代理解職　国務大臣　林　芳正

財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職　同　あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　同　林　芳正

内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上四月十九日）　（警察庁長官官房付）警視長　石井　敬千

内閣事務官（内閣官房国家サイバー統括室）に併任する（四月二十日）

## 法務省

（高松地方検察庁検事正）検事　清野　憲一
神戸地方検察庁検事正に配置換する
（和歌山地方検察庁検事正）同　瀧澤　一弘
高松地方検察庁検事正に配置換する
（東京高等検察庁総務部長）同　中村　功一
和歌山地方検察庁検事正に配置換する
（東京地方検察庁総務部長）同　是木　誠
東京高等検察庁検事に配置換する
東京高等検察庁総務部長を命ずる
（札幌地方検察庁検事正）同　安藤　浄人
千葉地方検察庁検事正に配置換する
（熊本地方検察庁検事正）同　加藤　匡倫
札幌地方検察庁検事正に配置換する
（宮崎地方検察庁検事正兼福岡高等検察庁宮崎支部長）同　今村　智仁
熊本地方検察庁検事正に配置換する
福岡高等検察庁検事の併任を解除する
（大阪地方検察庁堺支部長）同　初又　且敏
宮崎地方検察庁検事正に配置換する
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁宮崎支部勤務を命ずる
福岡高等検察庁宮崎支部長を命ずる
（大阪高等検察庁公安部長）同　飯濱　岳
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる
大阪地方検察庁堺支部長を命ずる
（大阪高等検察庁検事）同　松本　朗
大阪高等検察庁公安部長を命ずる
（最高検察庁検事）同　井上　一朗
福岡地方検察庁検事正に配置換する
（東京高等検察庁公判部長）同　小松　武士
最高検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁公判部長）同　古賀由紀子
東京高等検察庁検事に配置換する
東京高等検察庁公判部長を命ずる
（福岡高等検察庁次席検事兼法務総合研究所福岡支所長）同　村中　孝一
仙台地方検察庁検事正に配置換する
法務総合研究所福岡支所長の併任を解除する
（最高検察庁検事）同　山上真由美
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所福岡支所長に併任する
（さいたま地方検察庁次席検事）同　井ノ口　毅
最高検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事）同　奥田　洋平
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁次席検事を命ずる
（山口地方検察庁検事正）同　丸山　嘉代
宇都宮地方検察庁検事正に配置換する
（東京高等検察庁刑事部長）同　吉野　太人
山口地方検察庁検事正に配置換する
（東京地方検察庁刑事部長）同　廣田　能英
東京高等検察庁検事に配置換する
東京高等検察庁刑事部長を命ずる
（神戸地方検察庁姫路支部長兼神戸地方検察庁豊岡支部長）同　布村希志子
徳島地方検察庁検事正に配置換する
神戸地方検察庁豊岡支部勤務を免ずる
神戸地方検察庁豊岡支部長を免ずる
（千葉地方検察庁松戸支部長）同　大口奈良恵
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる
神戸地方検察庁姫路支部長を命ずる
かねて神戸地方検察庁豊岡支部勤務を命ずる
かねて神戸地方検察庁豊岡支部長を命ずる
（旭川地方検察庁検事正）同　堤　康
岐阜地方検察庁検事正に配置換する
（千葉地方検察庁次席検事）同　平野　達也
旭川地方検察庁検事正に配置換する
（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第二部長）同　相馬　博之
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁次席検事を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　松本　剛
法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第二部長に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　渡部　直希
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁総務部長を命ずる
（同）同　大久保仁視
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁刑事部長を命ずる
（同）同　小長光健史
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁公判部長を命ずる
（同）同　秦　智子
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁松戸支部勤務を命ずる
千葉地方検察庁松戸支部長を命ずる
（最高検察庁検事）同　作原　大成
（同）同　河原　将一
（同）同　山上　富蔵
（千葉地方検察庁検事正）同　飯島　泰
（宇都宮地方検察庁検事正）同　岸　毅
（神戸地方検察庁検事正）同　山崎　耕史
（岐阜地方検察庁検事正）同　高橋　和人
（福岡地方検察庁検事正）同　澁谷　博之
（仙台地方検察庁検事正）同　山田　英夫
（徳島地方検察庁検事正）同　北薗　信孝
辞職を承認する（各通）（以上四月十日）

## 叙位・叙勲

**○叙位**

従四位に叙する
（神戸大学名誉教授）　石川　齊
正五位に叙する　小林　義次
従五位に叙する　竹田　信義
小田　修　栗本　達郎
高橋　淑子　寺田　好夫
正六位に叙する（各通）　清水　勇
市岡憲一朗　小栗　三郎　増永　孝徳
小林　傳　清水　操　甲斐　有生
津隈　幸生　中村　芳博　田栗　靜男
前　和博　松井　眞善　西側　昌作
森　襄　松本　菊夫
従六位に叙する（各通）　石井　勉　長沼　立雄
正七位に叙する（各通）　大中　清　小笠原秀典
甲斐　充　高橋　弘臣
従七位に叙する（各通）（以上三月十六日）　後閑　安治
従四位に叙する　柚木冨士夫
正五位に叙する　内田　尚敬
中西　文夫　齋藤　忠夫
従五位に叙する（各通）　山内庄兵衛
田中　博　藤田　一博
正六位に叙する（各通）　及川　宣治　川原　勝　佐野　篤
杉田　吉男　高橋　宏　長澤　廣男
福山　長俊　松川　裕二　松本　軍平
森兼　逸夫　山根　賢治　若菜　順子
従六位に叙する（各通）　西井　久之
正七位に叙する　松本　八朗　三浦　清
安田　昌彦　山口　忠雄
従七位に叙する（各通）（以上三月十七日）　廣中　平祐
（山口大学名誉教授）
従三位に叙する　福井　俊郎
（大阪大学名誉教授）　松尾　恒生
正四位に叙する（各通）　立川　渉　宮本　隆三
従五位に叙する（各通）　小野寺幸志　栗林　茂雄
正六位に叙する（各通）　五十嵐藤雄　柴田良治郎
内藤　貞二　比嘉　清吉
従六位に叙する（各通）　佐々木隆幸
正七位に叙する　内田　清隆　高橋　明　畠山　俊治
従七位に叙する（各通）（以上三月十八日）　石井　広志
（検察事務官）
従六位に叙する（三月十九日）　佐藤　準
正五位に叙する（三月二十二日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（三月十六日）
森本　修三
水上　高一
進藤　高夫
小林　英治
甲斐　充
松井　眞善
大中　清
藤田　一博
西井　久之
若菜　順子
横尾　敏徳
福井　俊郎
宮本　隆三
内田　清隆
石井　広志

旭日単光章を授ける（三月十七日）

旭日単光章を授ける（三月十八日）

旭日単光章を授ける（三月三十一日）
（神戸大学名誉教授）
石川　齊

瑞宝小綬章を授ける
小田　修
高橋　弘臣

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（以上三月十六日）

瑞宝小綬章を授ける
佐野　篤
安田　昌彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
熊木　政明
松川　裕二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
（大阪大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
小野寺幸志
畠山　俊治

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（以上三月十八日）
（検察事務官）

瑞宝双光章を授ける（三月十九日）
石井　広志

# 官庁報告

## 官庁事項

### 九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域

| 区域 | 備考 |
|---|---|
| 豊後大野市犬飼町久原字白水一八五二番一〇から同市犬飼町久原字的場一〇六九番五まで | |

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月二十三日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

## 労働

### 最低工賃の廃止決定に関する公示

長崎労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃（平成13年長崎労働局最低工賃公示第1号）を令和8年4月21日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年4月22日

長崎労働局長　髙西　盛登

# 公告

## 諸事項

### 登録を受けた個別信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の23の登録をした者から、法第35条の3の35において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月22日

中部経済産業局長　寺村　英信

| 名称 | 株式会社ワイエムエイチ |
|---|---|
| 本店の所在地 | 愛知県名古屋市中区栄一丁目14番14号 |
| 登録番号 | 中部（個）第5号―5 |
| 営業廃止年月日 | 令和8年3月31日 |

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

## 書面による計算報告

## 特別清算開始

**令和８年（ヒ）第３号**
群馬県高崎市南大類町５６２番地
清算株式会社　株式会社東日工業
代表清算人　安中伸明
１　決定年月日　令和８年４月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

**令和８年（ヒ）第４号**
兵庫県尼崎市小中島三丁目19番４号
清算株式会社　株式会社アマデウス
代表清算人　山崎　千春
１　決定年月日　令和８年４月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所尼崎支部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第２０７５号**
東京都葛飾区東金町３丁目４番６号
清算株式会社　株式会社ＴＫＴＳ
１　決定年月日　令和８年４月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

**令和8年（ヒ）第3007号**
大阪市鶴見区諸口五丁目浜８番２４号
清算株式会社　株式会社カシ・コーポレーション
１　決定年月日　令和8年4月7日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生手続開始

## 再生手続終結

## 小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　四十九頁（号外第八十九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　四十七頁（号外第八十九号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　五十一頁（号外第八十九号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　五十五頁（号外第八十九号）

令和八年四月二十二日
東京都中央区新川一丁目二八番二五号東京ダイヤビルディング三号館一一階
（甲）ポケットフーズ株式会社
代表取締役　太田　亮
東京都中央区新川一丁目二八番二五号東京ダイヤビルディング三号館一一階
（乙）株式会社ビザポケット熊本
代表取締役　太田　亮
熊本県熊本市西区上代十丁目一二番二五号
（丙）株式会社ＲＩＮＧＯＤＯＵ
代表取締役　天野　裕斗
熊本県熊本市西区上代十丁目一二番二五号
（丁）株式会社林檎堂
代表取締役　天野　裕斗

**合併公告**

左記会社のうち乙及び丙は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日本経済新聞
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　三十一頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　八十四頁（号外第七十六号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　八十四頁（号外第七十六号）

令和八年四月二十二日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
（甲）日本アイ・ビー・エム株式会社
代表取締役　山口　明夫
東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号
（乙）株式会社スカイアーチネットワークス
代表取締役　石橋　達司
広島県福山市紅葉町二番二七号日本生命福山ビル
（丙）株式会社スカイアーチテクノロジーズ
代表取締役　石橋　達司

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月九日
掲載頁　一五六頁（号外第五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月九日
掲載頁　一五五頁（号外第五号）

令和八年四月二十二日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一六Ｆ
（甲）Ａｘｐｏ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ホーコン・ローネ
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
（乙）Ａｘｐｏ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ホーコン・ローネ

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一二八頁（号外第八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一二六頁（号外第八号）

令和八年四月二十二日
新潟県長岡市関東町五番地五
（甲）株式会社サン・システム
代表取締役　岩崎　清隆
東京都千代田区神田錦町二丁目七番地二二
（乙）オプティメッドホールディングス株式会社
代表取締役　岩崎　清隆

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙、丙及び丁の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙、丙及び丁はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.wellbingroup.co.jp/news/

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十日
掲載頁　九十九頁（号外第八十五号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十日
掲載頁　一〇五頁（号外第八十五号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十日
掲載頁　一〇三頁（号外第八十五号）

令和八年四月二十二日
埼玉県所沢市坂之下一七番地一号
（甲）ウェルビングループ株式会社
代表取締役　玉置　義議
埼玉県所沢市坂之下一七番地一号
（乙）株式会社グローバンネット
代表取締役　玉置　義議
埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼四八三番地
（丙）株式会社高須自動車
代表取締役　村井　永二
静岡県沼津市岡一色一九五番地一
（丁）綿仁株式会社
代表取締役　神杉　卓

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のブリッジ事業及びこれに付随する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十三日

掲載頁　九十七頁（号外第八十六号）

令和八年四月二十二日

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

（甲）ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ株式会社

代表取締役　青木　倫治

東京都港区赤坂五丁目二―三三ＩｓａＩＡｋａｓａｋＡ一五一〇

（乙）ｎａｒｒａｔｉｖｅ株式会社

代表取締役　小原　崇幹

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の有価証券管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月六日

掲載頁　一二四頁（号外第四十七号）

令和八年四月二十二日

大阪府池田市空港一丁目一二番一〇号

（甲）株式会社ＴＨインベストメント

代表取締役　齋藤　斎

大阪市中央区久太郎町三丁目五番二七号

（乙）株式会社ＴＨＤ

代表取締役　齋藤　斎

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇五頁（号外第一六八号）

令和八年四月二十二日

大阪府池田市空港一丁目一二番一〇号

（甲）株式会社ＴＨインベストメント

代表取締役　齋藤　斎

大阪府池田市空港一丁目一二番一〇号

（乙）株式会社ベルコ

代表取締役　齋藤　斎

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するグローバルラポール株式会社（住所東京都練馬区早宮三丁目一一番一二号）に対して当社の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.wellbingroup.co.jp/news/

令和八年四月二十二日

埼玉県所沢市坂之下一七番地一号

ウェルビングループ株式会社

代表取締役　玉置　義議

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｉ．Ｐ．Ｍプロジェクトマネジメント一級建築士事務所とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十二日

東京都港区浜松町二丁目六―一二浜松町マンション五〇二

Ｉ．Ｐ．Ｍプロジェクトマネジメント合同会社

代表社員　黒田　茂由

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十二日

東京都江東区東陽二丁目四番三九号新東陽ビル四Ｆ―四九号室　合同会社ＭＡＧＧ

代表社員　久保田心平

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十二日

東京都足立区新田三―三七―一二―七〇八

合同会社セゾン

代表社員　古田　太陽

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり組織変更後の商号は株式会社コンサルタント山とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十二日

石川県金沢市新保本一丁目二二二番地

合同会社コンサルタント山

代表社員　山本英津子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は炎晟株式会社とします。

効力発生日は令和八年六月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月十四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十二日

福岡市博多区東那珂二丁目六番一五号七〇一

炎晟電力合同会社

代表社員　羅　靖

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社さきしま不動産とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十二日

沖縄県石垣市登野城六二番地一チェリーブロッサム一階　合同会社さきしま不動産

代表社員　平良　恵泰

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｋ＆Ｇとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十二日

沖縄県宮古島市平良字西仲宗根二番地一三

合同会社Ｋ＆Ｇ

代表社員　平良恵一郎

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億五千七百五十二万千円減少し、その資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一六二頁（号外第二二〇号）

令和八年四月二十二日

東京都千代田区麹町六丁目六番二号

株式会社Ｒｅｈａｂ　ｆｏｒ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　大久保　亮

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shirley-ley.com/

令和八年四月二十二日

東京都港区虎ノ門一丁目二番一五号虎ノ門ＹＳビル二階　株式会社シャーリリー

代表取締役　ラウ・ヒュウ・マン

**準備金の額の減少公告**

当社は、利益準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一五一頁（号外第一四四号）

令和八年四月二十二日

東京都港区浜松町二丁目三番一号

リサＲＴ債権回収株式会社

代表取締役　小野内悠介

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年五月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十二日

北海道函館市栄町一二番一八号

大明工業株式会社

代表取締役　小林　正明

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十二日

東京都墨田区東駒形一丁目一二番七号

太平商事株式会社

代表取締役　樋口　雄一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十二日

福井市花堂北一丁目七番二五号

株式会社サンワコン

代表取締役　奥居　淳

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十二日

京都市中京区車屋町通夷川下る真如堂町三〇六番地

株式会社松栄堂

代表取締役　畑　元章

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十二日

宮崎市中村東二丁目八番二一号

南州建設株式会社

代表取締役　村上　孝光

**株式併合につき通知公告**

当社は、株式五十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年五月十三日であり、同日における発行可能株式総数は百六十株となります。

令和八年四月二十二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号

ピクセルカンパニーズ株式会社

代表取締役　谷川　直哉

**債権申出の公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

横浜市神奈川区松見町三丁目九三三番地

株式会社セブン

清算人　安藤　肇

連絡先　川崎市川崎区砂子一丁目二番地四

川崎砂子ビルディング二階　安藤法律事務所

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/ariakeoffice.html

令和八年四月二十二日

東京都港区六本木一丁目六番一号

泉ガーデンタワー一二階

Residential Portfolio One特定目的会社

取締役　中村　武

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00040

令和八年四月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・エイト特定目的会社

取締役　中村　武

**債権申出の公告（第一回）**

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区本太三―二―六

古河産業株式会社

確定給付企業年金清算人　馬場孝一朗

**債権申出の催告（第一回）**

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県鴻巣市宮前五四七番地の一

理研コランダム株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　天貝　達也

**取消公告**

令和八年二月二十五日掲載の合併公告は取消します。

令和八年四月二十二日

東京都港区芝五丁目二六番三〇号

（甲）Ｔｒｏａｘセーフティシステムズ株式会社

代表取締役　髙野　弘行

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二〇番地一二

（乙）ＳＡＴＥＣＨ株式会社

代表取締役　髙野　弘行

## 正　誤

令和八年三月三十日（号外第七十三号）海上保安庁告示第十一号（係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。